

第3章 部門別方針

この章では、前章で示した将来都市像や将来都市構造の実現に向けて、「土地利用」、「交通体系」、「自然環境」、「環境共生」、「住宅・住環境」、「都市景観」、「福祉」、「防災・防犯」、「観光・文化・スポーツ・レクリエーション」の各視点からまちづくりの方針を整理しています。

- 3-1 都市と自然が調和したまちづくり
～土地利用の方針～
- 3-2 安全で快適な交通環境づくり
～交通体系整備の方針～
- 3-3 水やみどりを大切にしたまちづくり
～自然環境保全・活用の方針～
- 3-4 環境にやさしいまちづくり
～環境共生型まちづくりの方針～
- 3-5 ゆとりある生活を送れる環境づくり
～住宅・住環境整備の方針～
- 3-6 資源をいかした風景づくり
～都市景観形成の方針～
- 3-7 安心して暮らせるまちづくり
～福祉のまちづくりの方針～
- 3-8 災害に強い安全なまちづくり
～防災・防犯まちづくりの方針～
- 3-9 野田市を満喫できる環境づくり
～観光・文化・スポーツ・レクリエーション環境整備の方針～

第3章 部門別方針

3-1

都市と自然が調和したまちづくり

～土地利用の方針～

1) 基本方針

(1) 自然環境と調和したコンパクトな市街地の形成

野田市を取り囲む河川や市街地を囲む山林や農地を保全するとともに、これらの自然環境と調和したコンパクトな市街地の形成を図ります。

(2) ゆとりと落ち着きのある住宅地の形成

道路を始めとした都市施設の整備改善や、住宅地としての街並み景観の向上により、ゆとりと落ち着きある住宅地の形成を図ります。

(3) にぎわいと趣のある商業地の形成

歴史的街並みを活用し、商業・業務施設を集積することで、歴史的な街並みと調和したにぎわいのある商業地の形成を図ります。

(4) 新たなインパクトの活用によるにぎわいや魅力を創出する土地利用の推進

東京直結鉄道（地下鉄8号線）や千葉柏道路による新たなインパクトの活用により、野田市の広域的なポテンシャル（*21）を高めるとともに、活力ある都市の育成を図るため、製造業を中心とした工業団地を整備し、にぎわいや魅力を生み出す土地利用の推進を図ります。

2) 土地利用の体系

主な土地利用を以下のとおり体系化し、方針を掲げます。

都 市 的 土 地 利 用	住宅系土地利用	住環境の向上を図る地域 ゆとりある住宅地を保全する地域
	商業・業務系土地利用	中心商業地 一般商業地
	工業系土地利用	工業地
	商業・工業系土地利用	伝統的な工業地と商業・業務が共存する地域
	業務・研究系土地利用	先端技術の研究・開発と人材育成の場となる地域
	自然的 土 地 利 用	緑地系 農地系 優良な農地を保全する地域 農地等と集落が共存する地域

3) 主な土地利用ごとの具体的な方針

■(1) 都市的土地利用 ■

①住宅系土地利用

【住環境の向上を図る地域】

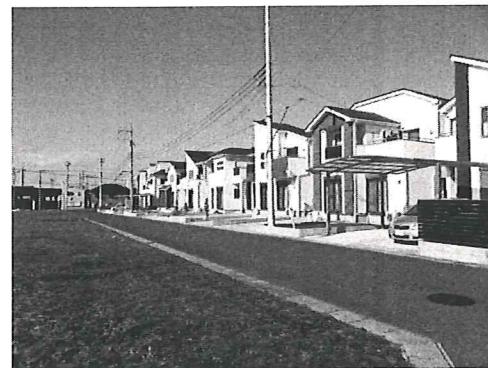
既成市街地は、他用途との混在、敷地の狭小化、狭隘（きょうあい）道路（＊22）などの問題を解消し、良好な住環境の形成に努めます。また、市街地内において計画的な面的整備に努めるとともに、宅地開発などに対する適切な規制、誘導により、良好な市街地の形成を図ります。

【ゆとりある住宅地を保全する地域】

みずき地区、桜の里地区を始めとした土地区画整理事業などにより計画的に整備された住宅地や、今後整備される住宅地については、ゆとりある住宅地として、地区計画制度（＊23）の積極的な導入などによる、良好な住環境の形成及び保全を図ります。



■光葉町地区



■清水公園東地区

②商業・業務系土地利用

【中心商業地】

本町通り周辺の商業地は、歴史的資源と調和した魅力ある街並み景観を形成するとともに、市街地環境の整備に努め商業機能の充実を図ります。

また、中心サービス核として広域的な性格をもった野田市駅・愛宕駅周辺は、東武野田線連続立体交差事業と一体となった駅前広場や駅前線等の市街地整備を推進し、中心市街地にふさわしい商業・業務系の土地利用を誘導し、商業機能の充実を図ります。あわせて、土地の高度利用を促進し、商業環境の充実及び魅力ある都市空間の形成を図ります。

【一般商業地】

地域サービス核として、川間駅周辺、梅郷駅周辺及び関宿中央ターミナル・関宿支所周辺は、市街地整備を行うとともに、住民の要望や利便性を考慮した商業集積を図り、できるだけ多様な都市機能の集積を誘導し、充実を図ります。



■川間駅南口



■梅郷駅西口

③工業系土地利用

【工業地】

野田橋周辺から江戸川沿いに連なる工業地は、野田市の産業活動に大きな役割を果たしている醤油醸造業が営まれているため、今後も産業用地としての土地利用を促進するとともに、歴史的な景観の形成を図ります。

野田橋周辺の比較的小規模な工場が点在する工業地については、今後も周辺の住環境に配慮した産業用地としての土地利用を促進するとともに、周辺住宅地との共生に努めます。

中里地区、泉地区、南部地区、西高野地区、桐ヶ作地区及び古布内地区の各地区については、今後も工業地として配置し、職住近接の実現を図るとともに、今後成長が見込まれる産業の誘致を促進します。

さらに、定住促進と雇用確保のため、製造業を中心とした工業団地の整備を図ります。

④商業・工業系土地利用

【伝統的な工業地と商業・業務が共存する地域】

野田市駅周辺では、駅の西側において、東武野田線連続立体交差事業にあわせ土地区画整理事業により駅前広場や駅前線等の都市施設を整備し、土地利用の再編及び高度利用への転換を図るとともに、野田市の伝統的な産業と商業・業務機能が共存するまちづくりを進めます。

⑤業務・研究系土地利用

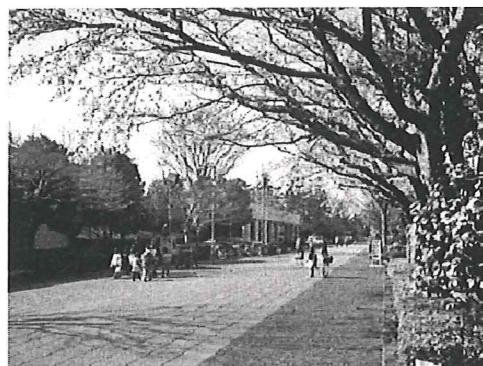
【先端技術の研究・開発と人材育成の場となる地域】

桜の里一丁目の業務研究施設地区においては、先端技術の研究や開発を中心とした業務・研究系の土地利用を促進します。

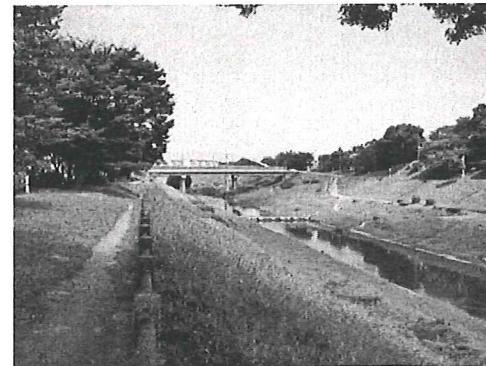
■(2) 自然的土地利用

①緑地系

中央の杜、野田市総合公園、野田市関宿総合公園、関宿にこにこ水辺公園、野田市スポーツ公園、こうのとりの里周辺など、市民が身近に野田市の自然とふれあうことができる緑地を保全します。また、利根川、江戸川及び利根運河の河川などとその周辺並びに江川地区などでは生物多様性を育む自然環境を保全するとともに、自然とふれあうことができるレクリエーション施設の整備充実を推進します。さらに、座生川やくり堀川などの河川においても、生活に身近な自然環境資源として保全に努めます。



■野田市総合公園



■利根運河

②農地系

【優良な農地を保全する地域】

一団となった農地を形成する中里地区、小山地区、船形地区、福田地区、目吹地区、今上地区、関宿台町地区、新田戸地区及び木間ヶ瀬地区などを中心とした優良な農地は、農業振興の拠点として農業生産基盤の整備や高度化などによる効率的な土地利用を促進します。

【農地等と集落が共存する地域】

農地等と集落が共存する地域については、良好な生産及び生活環境の一体的な形成を進め、適正な土地利用を図り、屋敷林をはじめとする樹林地や生垣など、みどり豊かな土地利用を促進します。

また、都市の緑地環境として維持保全するとともに、市民の余暇の場として活用できるように促進します。

江川地区は、自然環境保護対策基本計画に基づいた自然と共生する地域づくりを進めます。

■ (3) その他

都市の活性化を担う市街化調整区域の都市的土地区画整理事業

市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域ですが、幹線道路沿道などで一定規模以上の土地における流通業務、観光、レクリエーション等を主体とする非住居系の開発地、または、既存の工業地周辺の一定規模以上の土地における製造業等の工業系の土地利用で、地域の振興又は発展に寄与し、必要な公共公益施設を整備しつつ、周辺の自然環境、景観と調和する良好な開発を誘導する場合などにおいては地区計画を定め、市街化調整区域の適正な土地利用の形成を図ります。

【幹線道路沿道開発誘導ゾーン】

広域交通の特性を活かし、流通業務施設や沿道施設、観光振興施設等の立地を誘導することで、広域幹線道路の沿道に相応しい土地利用を図ります。

【観光商業整備誘導ゾーン】

観光・商業・レクリエーションなどを主体とする施設の立地を誘導することにより、交流人口の拡大や地域振興を図ります。

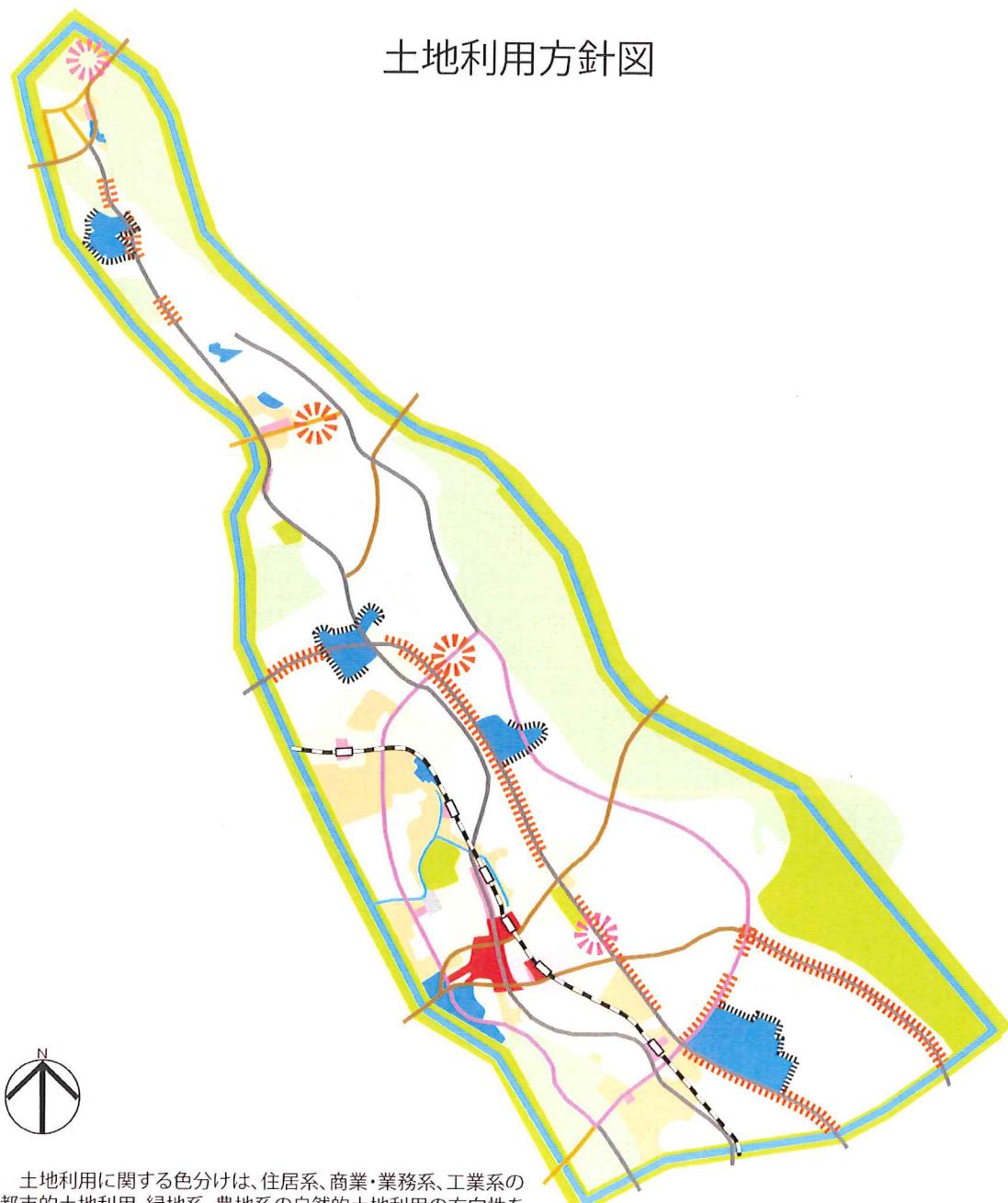
【非住居系開発誘導ゾーン】

工場、研究所、流通業務施設及び観光振興施設などの立地を周辺環境と調和した計画のもと誘導し、持続可能な地域振興を図ります。

【既存工業団地連携誘導ゾーン】

既存の産業集積との連携性を活かした産業関連施設の立地を誘導し、産業拠点としての更なる機能向上を図ります。

土地利用方針図



注 土地利用に関する色分けは、住居系、商業・業務系、工業系の都市的土地利用、緑地系、農地系の自然的土地利用の方向性を示すもので、12種類の用途地域と対応するものではありません。

凡 例

■ 住環境の向上を図る地域	■ 伝統的な工業地と商業・業務が共存する地域	■ 南北軸
■ ゆとりある住宅地を保全する地域	■ 先端技術の研究・開発と人材育成の場となる地域	■ 東西軸
■ 中心商業地	■ 緑地	■ 環状軸
■ 一般商業地	■ 優良な農地を保全する地域	■ 幹線道路
■ 工業地	■ 農地等と集落が共存する地域	■ 公共交通軸
····· 幹線道路沿道開発誘導ゾーン	····· 観光商業整備誘導ゾーン	■ 河川
····· 既存工業団地連携誘導ゾーン	····· 非住居系開発誘導ゾーン	

3-2**安全で快適な交通環境づくり****～交通体系整備の方針～****1) 基本方針****(1) 他都市へ自由にアクセスできる広域的な交通体系の整備**

多様な交通需要に対応し、都市間での広域的な交流を円滑にするため、東京直結鉄道（地下鉄8号線）の整備促進や東武野田線の複線化、千葉柏道路や県道等の整備促進により、活力ある都市の交通体系の確立を図ります。

(2) 日常でのアクセスを便利にする交通体系の整備

コミュニティバス（まめバス）の運行の充実や路線バスの継続的な運行による交通体系の維持を図ります。

また、道路ネットワークの整備により、通勤、通学、買い物など、日常生活の移動の利便性を高め、快適な交通環境の創出を図ります。

(3) 交通処理能力を高める交通機関相互の連携強化

重要な交通結節点（*24）である鉄道駅への交通ネットワークの改善を図るため、駅前広場等を整備し、バス、一般車両、自転車などが円滑にアクセスできるよう努めます。

(4) 人や自然にやさしい安全で快適な道路整備

歩道などのバリアフリー化を推進し、だれもが快適に移動できる空間のネットワーク化を図るとともに、環境に配慮した道路整備に努めます。

2) 具体的な方針**■ (1) 公共交通の充実 ■****① 東京直結鉄道（地下鉄8号線）の整備促進**

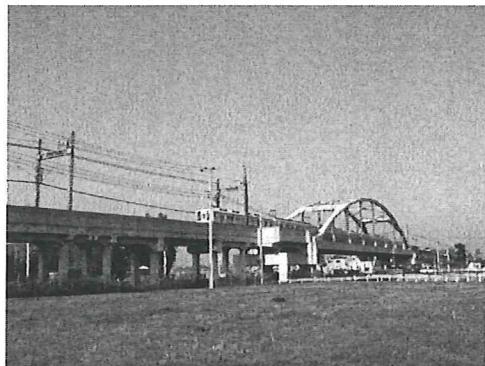
市民の通勤、通学など日常生活の利便性の向上と東京、埼玉への連絡機能の強化に向けて、東京直結鉄道（地下鉄8号線）の整備を促進します。そのため、補助獲得等に関する国、県に対する要請に努めるとともに、関係機関と連携して事業主体、建設費、財政負担等について鉄道事業計画の策定などを進めます。

② 東武野田線の複線化の促進

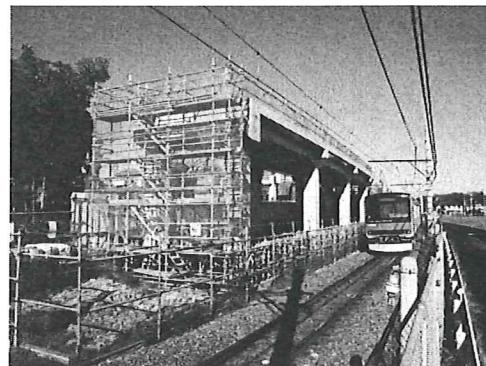
市民の通勤、通学などの日常生活の利便性の向上を図るため、東武野田線の複線化について、関係機関に対する要請に努め、その整備を促進します。そのため、将来の全線区間の複線化を念頭に置きつつ、その第一歩として、「梅郷駅－運河駅間の複線化」を目指します。

③連続立体交差事業の促進

東武野田線の清水公園駅から梅郷駅間については、踏切による事故の防止や踏切遮断による交通渋滞を緩和するため、鉄道の高架化を促進します。



■鉄道の高架化



■進みつつある鉄道高架化工事

④バス路線の維持・整備・充実

民間バス路線については、現況バス路線を基本としながら、市民の日常生活の利便性の向上や交通渋滞の緩和のため、市民にとって利用しやすいバス交通の在り方などについて検討を行うとともに、関係機関に路線の維持・整備を要請します。また、合併を機に運行を開始したコミュニティバス（まめバス）については、抜本的見直しを行い更なる利便性の向上を図ります。



■関宿中央ターミナル



■まめバス

■ (2) 交通結節点の機能強化

①交通結節点の機能強化

野田市駅及び愛宕駅は、野田市の交通結節点として、広域的な交通需要に対応した駅前広場などの都市施設の整備を推進します。

②自動車駐車場

既成市街地の商業地及び駅周辺の駐車場需要の高い地区については、公・

民の適切な役割分担の下に、駐車施設の整備を総合的・計画的に促進します。また、空洞化が進む中心市街地については、にぎわいを取り戻すため、駐車場等の共同施設整備等についても支援を行います。

③自転車等駐車場（駐輪場）

駅周辺の放置自転車等の解消を図るため、駅前広場などの整備にあわせて、駐輪場の整備を推進します。

■(3) 骨格的な幹線道路の整備

①広域幹線道路

南北軸の広域幹線道路である国道16号の混雑緩和のため、周辺の自然環境などに配慮しつつ、千葉柏道路の早期整備を促進します。あわせて、主要地方道結城野田線、我孫子関宿線の整備を促進します。また、東西軸の広域幹線道路である主要地方道つくば野田線及び越谷野田線（一部の区間）の混雑緩和のため、駅周辺の拡幅整備・芽吹大橋及び野田橋付近の4車線化を促進します。

関宿地域については、主要地方道境杉戸線バイパス（都市計画道路台町元町線）の整備を促進するとともに、首都圏中央連絡自動車道の整備とあわせて、隣接する他県と連絡する道路の整備を促進します。



■野田橋



■芽吹大橋

②外郭環状道路

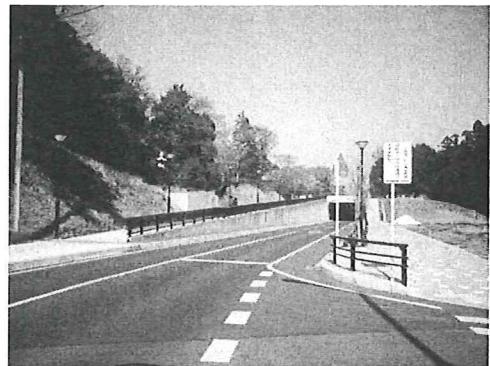
市街地内の通過交通を排除するため、都市計画道路山崎吉春線、今上木野崎線、市道船形吉春線、主要地方道松戸野田線、我孫子関宿線により構成される外郭環状道路（*25）の早期整備を図ります。

③主要な道路等

市内各地区での交通の利便性を高める道路の整備とともに、市外との連携を強化する道路の整備に努めます。また、鉄道の高架化とあわせて、市内の都市計画道路を梯子状（*26）に整備します。



■都市計画道路山崎吉春線



■都市計画道路清水公園駅前線



■都市計画道路親野井羽貫線



■工事中の外郭環状道路(市道船形吉春線)

④長期未着手道路の検証

長期末着手の都市計画道路については、社会情勢等の変化を踏まえ、その必要性や既存道路による機能代替可能性等を検証します。

(4) 生活道路の整備

だれもが安心して快適に移動できるよう、人へのやさしさ、環境へのやさしさに配慮しながら、身近な生活道路の整備・点検を推進し、自動車と歩行者が安全に共存できる道路環境の整備を推進します。

(5) 歩行者・自転車ネットワークの整備

高齢者や障がい者などにも配慮した歩道の整備、安全な通行が可能となるような自転車通行帯等の整備を推進するとともに、気軽に野田市の豊かな自然や歴史とふれあいながら移動できるサイクリング道路などの整備に努め、だれもが安心して快適に移動できる都市空間の実現を目指します。

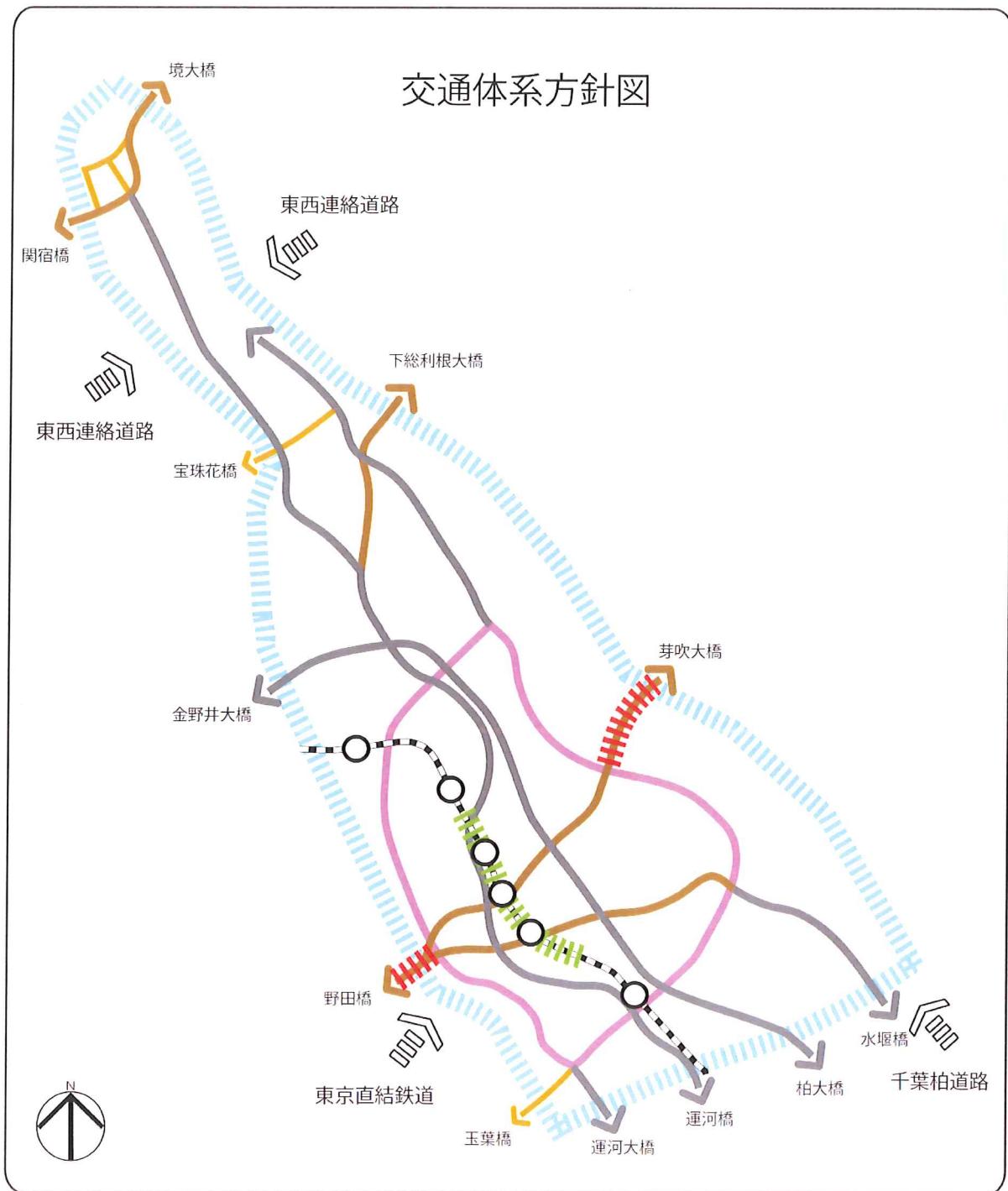
(6) 人や環境にやさしい道路の整備

①高齢者や障がい者などにやさしい交通環境の実現

視覚障がい者誘導用ブロック(*27)の整備、歩道勾配の緩和などにより、高齢者や障がい者などにやさしい道路整備を推進します。

②環境や景観に配慮した道路整備の推進

環境に配慮し、施設整備などに当たっては、透水性舗装(*28)や街路樹などの整備を推進します。



凡 例

[Solid grey line]	南北軸	[Open circle with dashed line]	公共交通軸(複線化の促進)
[Solid orange line]	東西軸	[Dashed red line]	道路機能強化区間
[Solid pink line]	環状軸	[Dashed green line]	鉄道高架区間
[Solid yellow line]	幹線道路	[Dashed cyan line]	河川

3-3

水やみどりを大切にしたまちづくり

～自然環境保全・活用の方針～

1) 基本方針

(1) 市民の愛着を生み出すみどりの保全

利根川、江戸川及び利根運河の骨格的な自然環境や、みどりの拠点となる中央の杜を始めとした、多様なみどりの保全、整備を進め、市民共有の財産となる質の高いみどりのまちづくりを進め、さらに江川地区の周辺斜面林等の保全にも努めます。

(2) 身近な自然とふれあうことができる都市環境の創出

みどりの拠点となる野田市総合公園、野田市関宿総合公園、関宿にこにこ水辺公園、野田市スポーツ公園や、身近な都市公園などの市街地内における公園・緑地の整備とともに、河川、農地など既存の自然環境の保全・活用により、市民のニーズに対応したみどりの創出を図ります。

(3) 水やみどりのネットワーク化

都市内の水やみどりをネットワーク化することにより、自然を身近に感じられる都市空間の形成を図り、水とみどりの質の向上に努めます。

2) 具体的な方針

(1) 市民共有の財産となる、身近なみどりの保全と適正な管理

利根川、江戸川、利根運河や、みどりの拠点となる中央の杜、市民の森などの貴重な自然環境要素を身近なみどりとしてとらえ、市民との協働作業における緑化活動の促進・管理などを積極的に進め、郷土に愛着をもてるまちづくりを進めます。

(2) 身近な自然とふれあうことができる緑地の創出

市民の多様なニーズに対応するため、みどりの拠点的な役割を果たしている野田市総合公園、野田市関宿総合公園、関宿にこにこ水辺公園、野田市スポーツ公園において、その周辺の自然環境の保全を図るとともに、施設の整備・充実を推進します。その他、日常生活に密着した市民の憩いの場やコミュニケーションの場としての都市公園などの機能を充実させ、豊かな自然環境を身近に感じ、自然と親しめるふれあいの場の創出を図ります。また、既存の農地についても都市内の貴重な緑地としてとらえ、その保全・活用に努めます。

■ (3) 水とみどりのネットワークの形成

豊かな自然と共生する都市を目指すため、河川や山林などの大小様々な自然環境要素を、市民が日常生活において身近な自然と親しむことができるよう、次世代に引き継ぐまちづくりを推進するため、水とみどりのネットワークの形成を図ります。

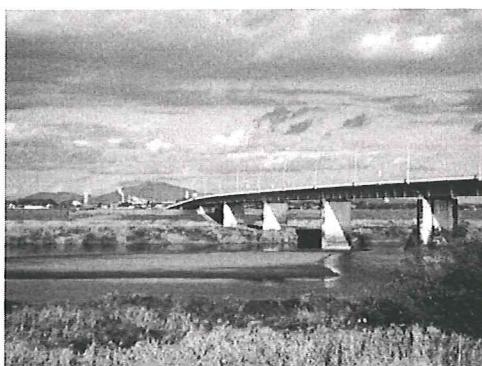
①水の軸の形成

利根川、江戸川及び利根運河の水辺空間を大きな骨格として、「水の軸」を形成することにより、市民が、水の持つ潤いややすらぎを実感できる、水辺環境づくりを進めます。

②みどりの軸の形成

利根川、江戸川及び利根運河沿いの豊かな自然環境を始めとした大規模な緑地を大きな骨格として、中央の杜、野田市総合公園、野田市スポーツ公園や国道16号沿道の山林などを相互に結びつける「みどりの軸」を形成し、みどりの保全や創出を図ります。

また、市民の森や都市公園(*29)などの市民に身近な自然環境要素を、幹線道路などの植樹帯のみどりにより結びつけることで、連続したみどりの空間を形成します。



■利根川



■江戸川



■関宿にこにこ水辺公園



■野田市総合公園



凡例

[Yellow Box] 市街地ゾーン (身近なみどりを創出するゾーン)	[Green Diamond] 緑地レクリエーション拠点	[Grey Line] 南北軸
[White Box] 農業振興ゾーン (多様なみどりを保全・活用するゾーン)	[Blue Dashed Line] 水の軸	[Orange Line] 東西軸
[Yellow Box] 緑地レクリエーションゾーン	[Green Dotted Line] みどりの軸	[Pink Line] 環状軸